

【重要】

日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保や学生のワクチン接種への配慮等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援を再開します。

3 文科高第 333 号
令和3年6月15日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 管 学 校 法 人 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳
(公 印 省 略)

日本人学生の海外留学について（周知）

日本人の海外留学については、外務省が発出する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）の国・地域への留学は取り止めるとともに、レベル2（不要不急の渡航取りやめ）の国・地域への留学は、留学の是非又はその延期について改めて検討するよう要請してきました。一方、昨年11月以降、海外大学の学位取得を目指す留学については、渡航の遅れによる学修等への影響が大きいことから、学生が渡航先の防疫措置を確認していること等を条件として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金による支援を再開しています。

今般、国内外において、感染症に対する対応策の蓄積やワクチン接種が進捗しつつあることなどを踏まえ、大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の海外留学プログラムの再開について、下記のとおり、各大学等において学生の安全確保に万全を期していただくことを前提とすることとしました。

留学に当たり、各大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下、「大学等」という。）におかれては、今後国内外の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意し、十分な安全対策を講じるようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、各府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握するようお願いします。

このことについて、各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、各国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び専門学校又は高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

1. 留学にあたっての留意点

- (1) 渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入の徹底など、学生や生徒（以下「学生等」という。）の安全確保に万全を期してください。
- (2) 学生等に対しては、感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）やレベル3（渡航中止勧告）の国・地域への留学であることをあらかじめ周知し理解させるようにしてください。
- (3) 留学を大学等の教育課程の一環としている場合であっても、新型コロナウイルス感染症への不安等から留学を希望しない学生等がいる場合は、留学の代替措置を講じるなど、留学しないことが学生等にとって不利な取扱いとならないよう配慮をお願いします。
- (4) 留学に当たっては、学生のワクチン接種について、可能な範囲でのご配慮をお願いします。文部科学省では、留学先でワクチン接種が必要とされている海外留学予定者に対して、大学拠点接種の中で接種を受けられるよう支援する枠組を作りましたので、必要に応じてご活用ください。詳細の情報は文部科学省ホームページ等で確認するようお願いします。

2. JASSO 奨学金の対象時期・期間

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度である「海外留学支援制度」（協定派遣型）、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」においては、学生の身の安全確保の観点から、外務省が発出する感染症危険情報レベルが2以上である国・地域への渡航に対する支援はこれまで見合わせてきたところですが（令和3年3月31日事務連絡「2. 日本人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて」参照）、今夏より、留学期間1年間の海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取りやめ）又は3（渡航中止勧告）の場合でも、渡航による奨学金の支給を再開することにします。

具体的には、奨学金支給開始は8月からとし、派遣期間9ヶ月以上の派遣プログラムを対象とします。その他奨学金等支給に必要な手続については、改めて日本学生支援機構から対象となる大学等にご連絡します。

上記に関わらず、特にインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航、とりわけ日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航については、当分の間、中止するよう強く要請されていますので、これらの国への渡航は控えてください。これらの国々の状況は日々変化するため、最新情報を確認してください。

3. その他

上記1及び2の内容については、以下のとおり、文部科学省ホームページにおいて情報提供を行っていますのでご活用ください。

【関連ホームページ】

（留学中・留学予定の日本人学生の皆さんへ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

（新型コロナウイルス感染症に関連した大学等におけるワクチン接種について）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

（新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について（依頼）（令和3年3月31日事務連絡））

https://www.mext.go.jp/content/20210401-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

【本事務連絡担当連絡先】

(全体について)

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

電話：03-5253-4111(内線 3360、3433、3359、2625)

MAIL: ryu-anzen@mext. go. jp

(海外留学に関する大学等におけるワクチン接種について)

大学等ワクチン接種加速化検討チーム 留学生班

電話：03-5253-4111(内線 4977)

MAIL: ryugaku-renraku@mext. go. jp

(専門学校について)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111(内線 2915)

MAIL: syosensy@mext. go. jp